

答 申 書

特別職報酬等の額等について

平成 27 年 1 月 29 日

伊丹市特別職報酬等審議会

平成 27 年 1 月 29 日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市特別職報酬等審議会
会長 藤田 昌弘

特別職報酬等の額等について（答申）

平成 26 年 12 月 3 日付伊総人給第 349 号をもって諮問のあったみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 報酬等の額について

特別職の報酬等の額は、次のとおり改定することが適当である。

市長	給料月額	1, 036, 000円	(27, 000円減)
副市長	給料月額	857, 000円	(22, 000円減)
議長	報酬月額	720, 000円	(19, 000円減)
副議長	報酬月額	646, 000円	(17, 000円減)
議員	報酬月額	584, 000円	(15, 000円減)

2. 改定の時期について

平成 27 年 4 月 1 日とすることが適当である。

3. 説明

(1) 改定の検討

現行の特別職の報酬等の額は、ほぼ全国の公務員給与制度において構造改革が実施された時期である平成 18 年度に当審議会を開催し、平成 19 年 4 月に改定したものであり、以来 7 年間にわたって据え置かれている。

その後、公務員給与制度に大きな変革は無かったが、昨年 8 月の人事院勧告において、国家公務員の「給与制度の総合的見直し」の実施が勧告され、先の第 187 回国会において「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等が可決されたところである。その結果、国家公務員について平均 2%の俸給月額の引き下げ、また、地域間における給与の再配分等の平成 27 年度からの実施が決定され、今後、全国

の地方公務員においても、国家公務員の給与制度に準じた取扱いがなされるものと考えられる。

一方、現在の伊丹市の財政状況は、行財政プラン等に基づく事務事業の抜本の見直しをはじめとした着実かつ不断の改革努力により一定改善が進んでおり、平成 25 年度決算関連数値、各種財政指標より、現在は良好な状態を保っていると思われる。しかしながら、今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、公共施設の老朽化対策等、将来的には予断を許さない状況であろう。

本審議会は、こうした地方公務員の一般職の給与水準の動向や、社会経済情勢等を踏まえ、今後予断を許さない市の財政状況を念頭に、これまでの審議会における審議経緯を継承しつつ特別職の報酬等のあり方について種々論議を重ねた。

その結果、阪神間各市並びに全国の類似団体の状況等も考慮して、報酬等の額を引き下げることが妥当であるとする中で意見が一致し、その改定基準等について慎重に審議を進めた。

なお、審議に際して次の基礎資料を使用した。

- * 伊丹市特別職報酬等審議会条例、同運営に関する規則
- * 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- * 市長等の給与に関する条例
- * 特別職の報酬月額等の改定推移
- * 阪神間各市の特別職の給料月額及び議員報酬月額等の状況
- * 類似団体の特別職の給料月額及び議員報酬月額等の状況
- * 伊丹市における特別職給与抑制状況
- * 阪神間各市の特別職報酬等審議会の開催状況
- * 平成 25 年度阪神間各市決算状況指数等一覧

(2) 改定基準の検討

ア 他団体との水準比較について

特別職のあるべき報酬等の水準、改定基準を検討するに当たっては、他の地方公共団体との比較が一つの重要な要素となる。

審議を進めるに当たり、その比較対象をどこに位置付けるかについての議論を重ねた。過去の審議会においても比較群としてきた全国の類似団体及び阪神間 6 市との比較をどのように捉えるべきかについて意見交換を行った。

まず、全国の類似団体（現行 53 団体・Ⅳ－1 群）に着目した水準比較においては、現状、伊丹市の特別職の給料・報酬月額は高い水準にあることが認識された。しかしながら、全国の類似団体の区分は人口規模と産業構造により全国で画一的に分類されるものであり、年度により区分の変更もなされること、地域特性が同一ではないと考

えられることなどから、水準比較においては、必ずしも優先すべきものとはならないとの共通認識に至った。

そのような議論を重ねる中で、他団体との水準比較を行う際、生活・経済圏を同じくする阪神間各市との比較を重要視することが、市民感覚からしても妥当であるとの判断に至った。また、阪神間各市において、特別職報酬等審議会が開催されている状況もあり、それぞれの答申内容を踏まえた水準比較も行い、伊丹市の特別職の現行の月額及び年収は阪神間で中位水準であることが確認された。

なお、団体によっては財政状況等を考慮した給料・報酬月額の減額を実施している場合もあるが、それぞれの首長・議会の独自判断によるものであるため、給料・報酬月額等のあるべき水準を考えるに当たっては、条例本則で規定される額での検討が必要であることを確認し、改定基準の検討を進めた。

また、各職個々の給料・報酬月額の水準を検討するに当たっては、特別職に係る人件費の支給総額を捉えた視点での検討も重要であるとの意見が出され、他団体との人口規模等の比較からみて、議員定数が多いのではないかとの議論が交わされたところである。

イ 改定基準の具体的検討

上記アの他団体との水準比較を行うことと併せ、改定基準を検討する際に重要となる要素は、一般職の給与改定状況との均衡である。

従前から伊丹市の特別職の報酬等については、一般職の給与と均衡を図りながら額を改定してきた経緯があり、前回の審議会答申においても、部長級職員の給与水準を基本として、一般職の職員の給与改定経過に準じることが適当であるとの判断がなされていることを確認した。

なお、過去から一般職の給与改定は、民間企業における給与水準の調査結果を基に行われる国家公務員に対する人事院勧告に準じて実施されてきている。このことは、給与水準を民間のものと均衡を図ることとなり、今後の方向性も同様であると考えられる。

それらを踏まえ、具体的な改定基準としては、前回の基準に倣い、平成19年度から平成26年度までの一般職の給与改定率を累積した率と給与制度の総合的見直しにおける部長級職員の改定率を参考に算定することが適当であるとし、具体的数値としてマイナス2.5%が適当であるとの合意に達した。

なお、この基準で改定を行った場合においても、阪神間各市との水準比較において大きな乖離は見られず、改定基準として適当であると意見が一致したところである。

また、改定基準の具体的な検討の中で、今回の諮問の背景に国家公務員の給与改定状況も含まれているのであれば、伊丹市の特別職の給料・報酬月額と同額となる国の号俸の改定率を基準とした改定手法をとるべきとの提案もなされ、過去の経緯も踏まえ、一般職の給与改定率を用いるという考え方は、今回の審議会においても合理的であるとの

結論に達した。

(3) 改定時期の検討

国家公務員、また、伊丹市の一般職員の「給与制度の総合的見直し」の実施時期を踏まえると、平成 27 年 4 月 1 日からの実施が適当であるとの合意に達した。

4. 特別職の期末手当の算定方法について

前回の答申内容の取扱いの確認等を行う中で、市長・副市長の期末手当の算定方法については、平成 23 年 4 月より国・兵庫県の特別職に準じたものに改正されているが、議員については従前のまま改正がなされていない状況があり、委員より疑問が呈され議論が交わされた。

阪神間各市の状況を確認しても各団体における特別職間で差異は生じておらず、年収総額・報酬総額の視点からも議論が交わされ、市長・副市長の算定方法に合わせることにより、差異の解消を図るべきとの意見で一致した。

5. その他附帯事項

審議を進める過程で、以下の内容についても委員から意見が出され議論を深めたところであり、意見・論点等を附記する。

本答申の改定額は特別職の報酬等のあるべき水準を示したものであり、社会経済情勢等を考慮して、現在市長・副市長が実施されている給料カットの取扱いについては、特別職自らの判断に委ねるべきであるとして、意見が一致した。また、従前より、本審議会答申が市長・副市長、議員の報酬等の改定にとどまらず、行政委員会の委員その他の特別職の報酬額にも影響を与えていることから、これらの職の報酬額についても本答申内容に沿った対応を図るべきと考える。

今後の検討の際に参考とされることを望む。

審議会の開催状況

	開催日	内容
第1回	平成26年12月3日(水)	委員委嘱、諮問、会長・会長職務代理者選任 基礎資料に関する説明 市の行財政の状況に関する説明
第2回	平成26年12月12日(金)	追加資料に関する説明 改定の基本的な考え方について審議
第3回	平成26年12月24日(水)	追加資料に関する説明 報酬等の額の改定基準について審議 特別職の期末手当について検討
第4回	平成27年1月21日(水)	答申案について審議

伊丹市特別職報酬等審議会委員

会長	藤田 昌弘	大学教授
会長職務代理者	岡野 英雄	弁護士
	榎木 光夫	伊丹市自治会連合会
	阪部 三栄子	伊丹消費者協会
	鈴木 潤	伊丹経営者協会
	達川 聡	伊丹青年会議所
	田村 友徳	公募
	南 典子	公募
	山下 彰一	連合兵庫北阪神地域協議会伊丹地区連絡会
	吉屋 英子	伊丹商工会議所

(50音順・敬称略)